

組合の光輝

(第3回) 第五章 小作人作目

千葉縣、真舟村の小作會議に就いては、前號でしばり報道して来た様に、小作組合は結束を益々固め、地主に對する戰術も巧妙に、小地主に向つての反還は効果が少ないからといふので、先づ最大地主、山川曾次郎に對し諷諭返還をやつけた。處が奴等もさる者、五月六日の日附で、大

地主山川は自作すると唐我慢を張り、他の地主も、小作組合の態度が不穏だと言ひ、他地主の耕地全部も返還して呉れと、虚勢を張つたものだ。

小作組合は直ちに二つ返事で全部の返還を承諾し、同時に三依半以上のもの二割、三依半の三人の地主に、とり不所與き返しを實行し、特に狡りい組長代理などしてゐる、わからずやの一人に對しては次ぎの様な、勝敗をたゞつけた問題絶交を決行した。

「小作組合の運営問題に關する議定は我々小作人に對し假設的であるが、小作組合の威勢は前途を照らして輝く」

は貴下著に書かれた御座候
說ては今後吾人百何名及び家族
私実上に全然未見無知の人と同
一の地位に相立つて併し付左
標示承知下され度く候」

此の騒ぎに而喰つたのは、裕玉に擧げられた一二の者は
かりではない全地主階級に屬する。親父は勿論、女、子供の膽玉をもつぶす程で保護願を出すの、署長が出張るの、仲裁人にするのと、すつか降状條件としては、田入付一

反四依以上のもの二割五分、
三依半以上のもの二割、三依半以上一割五分、三依以下は七分五厘の割合、畠は二割乃至四割で、殆ど豫定通りの結果を以て支を納めた。

五月二十三日同村長樂寺に於ける農民懇親會の如きは、學議前に較べ、地主と小作人は全く從順個の有様で地主の影の薄いのに反し、小作組合の威勢は前途を照らして輝いた。

御料地の小作人運動

北海道旭川在神樂村の小

後藤義太郎

作へ諸君が「實際耕作するものだけに、貸付け若しくは拂

地主を持つて居る。二重の地主といふと少し不思議のやうだが、事實だから仕方がない

だが、事実はなかへ進歩しない。勿論我等の運動は、一朝一夕に解消するものではない

が、官内省の役人共が、小作人代表に話した時は、いつでも直ちに解消するような口振正反対だ。この事實は、幾千の法律でいかに立派なことを規程したつて、みるまでも反対だ。この事實は、幾百中間地主の存在をゆるさない主別名借地権利者だ。官内省の借地規程では、そうしたボロイ儲けをして居る中間地主で、もう一つは、官内省の御料地小作人の間に立つて居る。二重の地主といふと少し不思議のやうだが、事實はなかへ進歩しない。勿論我等の運動は、一朝一夕に解消するものではない。勿論我等の運動は、一朝一夕に解消するものではない

が、官内省の役人共が、小作人代表に話した時は、いつでも直ちに解消するような口振正反対だ。その事實はそれと正反対だ。この事實は、幾百中間地主の存在をゆるさない主別名借地権利者だ。官内省の借地規程では、そうしたボロイ儲けをして居る中間地主で、もう一つは、官内省の御料地小作人の間に立つて居る。二重の地主といふと少し不思議のやうだが、事實はなかへ進歩しない。勿論我等の運動は、一朝一夕に解消するものではない

小作人の歌

後藤義太郎

故に御料地小作人諸君は、

貧困の體を切らよ、屢々の體に枕せよ。

空文たる官内省規程を、タテにとつて運動して居たのでは目だ。根本的解決はやつぱり「土地は高人のものだ」といふ。旗印しで運動する事だ